

《講演》

第 4 回 東京裁判研究会
「東京裁判にみる誣告と事後法
—— 南京事件と A 級戦犯」

講演者：北 村 稔
（立命館大学名誉教授）

期 日：7月2日（土）

〔編〕極東国際軍事裁判研究プロジェクト

篠原：本日の講師をご紹介します。立命館大学名誉教授で法学博士の北村稔先生です。

それでは京都から来ていただいた北村先生に、ご講演をお願いいたします。

北村：北村です。失礼して座らせていただきます。

本日はご案内のとおり、東京裁判研究会の第 4 回目でありまして、私の演題は「東京裁判に見る誣告と事後法、南京事件と A 級戦犯」であり、二つの問題を扱っています。お手元の資料に内容をまとめてありますが、二兎を追う者は一兎をも得ずと申しますので、南京事件に重点を置いてお話しいたします。

I

ちなみに私は法学博士ですが、法律学の専門家ではありません。法学部には政治学科と法律学科があり、東京圏では法学部政治学科の研究者が、私のような中国近現代史研究者であることが多い。これに比べて関西圏では、多

くの場合は文学部の歴史学科で中国近現代研究が行われています。私も歴史学科の出身ですが、たまたま法学部に知り合いができましたので、東京圏の例からみておかしくないだろうと思い、京都大学法学部の政治学科に『第一次国共合作の研究』（岩波書店、一九九八年）を提出し、博士号を取得しました。

さらにまた、法学部所属の法律学に詳しい人々の前で、「事後法」について論じるのはおこがましい限りです。この問題に関しては、お手元の資料にありますとおり、アリー・コチャービというイスラエル人の研究者の著作（『ニュールンベルクへの序曲』、一九九八年、未訳）に依拠しています（Arieh J. Kochavi, *Prelude to Nuremberg: allied war crimes policy and the question of punishment*, University of North Carolina Press, 1998）。要するに、「侵略戦争は戦争犯罪だ」だという前代未聞の見解が一九四四年の段階でロンドンに設置されていた連合国戦争犯罪委員会で提起され、やがて敗戦国となったドイツと日本にこの見解が適用されるのですが、どういういきさつでこの見解が出現し、どのような問題が存在したのかなど、経緯に関しては、ほとんど全部この書籍に依拠しています。詳しい内容はお配りしている資料〔後掲参照〕にまとめてありますので、その部分を参照していただければと思いますが、我々が永らく閉じ込められてきた東京裁判史観の出現背景が、お分かりいただけると思います。

私はこの書籍は名著だと思うのですが、日本語訳がありません。ネットで検索なされば分かりますが、ニュールンベルク裁判に関しては膨大な英語の著書があり、翻訳大国の日本ではほとんどが翻訳されていますが、この本の日本語訳はありません。翻訳してしまうと、侵略戦争＝平和に対する罪＝A級戦犯などといういかがわしい代物の裏がばれてしまうので、誰も翻訳しないのだと思いますが、本の存在は知られているはずです。

この本を読んで思い知らされたのは、中国語でも日本語でも〈侵略戦争〉と翻訳される英語の〈Aggressive War〉の Aggressive は、「先に手を出す、先制攻撃を加える」という開戦時の状態を示すだけで、戦争自体に〈侵略、

征服）という邪悪な倫理道徳的イメージを付与する言葉ではないという事実です。戦争を開始するときに先に手を出したというだけの話で、戦争は残虐だ、ものを略奪する行為だ、などという道徳的な判断は全く含まれておらず、戦争の開始状態を示すだけの言葉なのです。この点について戦後の日本では誤解がまかり通っており、糾しておきたいと思います。

戦争行為は国家の行う外交の延長として、手続きを踏まえて行うことが国際的に合意されていました。第二次世界大戦終了までの二十世紀の世界では、戦争は国際法で是認されるルール化されていました。そして敗者は勝者に対して、領土を割譲し賠償金を支払い、両者間で講和条約が締結され落ち着いていたのです。

一八九九年にオランダのハーグで採択され、一九〇七年の改訂後に日本など世界各国が調印した Laws and Customs of War on Land（「陸上戦闘に関する法と習慣」、日本では「ハーグ陸戦法規」として知られる）は、戦争を是認したうえで戦闘における「禁じ手」を確認する法規でした。この条約には清朝時代の中国も加盟しています。

国際法上で是認されていた「戦争」が、なぜ「侵略戦争は戦争犯罪である」という新見解のもとに、「平和に対する罪」という〈犯罪〉へと突然に変化したのでしょうか。

「侵略戦争（先制攻撃による戦争）は戦争犯罪である」という新たな見解が提起されたのは、一九四四年三月のロンドンの連合国戦争犯罪委員会の席上であり、提起したのはチェコスロバキアの亡命政権の法律顧問であったポフスラフ・エチエルです。しかしエチエルは、すべての侵略戦争が戦争犯罪だと主張したのではなく、ナチス・ドイツによるポーランドやチェコに対する戦争に限定していました。すなわちナチス・ドイツの戦争は、「人種主義」に基いて遂行され、他国民を隷属化し抹殺し文明を破壊しており、国際法のもとで行われる通常の戦争とは異なる「犯罪的な戦争」だと告発したのです。エチエルの眼中に、当時の日本は入っていませんでした。

ちなみに、当時のポーランドはドイツとソ連に領土を二分され、チェコス

ロバキアはドイツ人居住地域のズデーテンをドイツに併合され、さらにスロバキアを切り離されたチェコはドイツの保護領となり、ポーランドやチェコのユダヤ人たちは強制収容所に送られていました。チェコでは一九四二年の六月に、レジスタンスによるドイツ国家保安部長暗殺への報復として、リディツ村の数百人の住民が銃殺や強制収容所送りになりました。

以上の状況下に、エチエルは、(一)ドイツの戦争は、ハーグ陸戦法規の根底にある人道的配慮を踏みにじり、このような戦争に責任を有する人間は裁判にかけられるべきである。(2) ヒトラーたちは侵略戦争以外にも死刑判決に値する「人種主義」に基く犯罪をおかしており、侵略戦争(先制攻撃による戦争)を戦争犯罪とする自分の見解が採用されれば、彼らの犯罪的政策全般を処理する上で有益である、と主張しました。膨大な手間を要する犯罪事実の細かな認定をせずとも、十把一からげでナチスを裁けるからです。この考えはやがて英米法における「共同謀議論」と結びつき、日本の戦争指導者たちまでもがA級戦犯として網羅的に断罪される法的根拠となります(注共同謀議とは、違法行為を共同して行うことを二人以上の者が合意すること。合意そのものが処罰の対象となり、実行に移したか否かは重要でなかった)。

しかし、この時点ではエチエルの主張は支持されず、連合国戦争犯罪委員会の指導的立場にあったアーノルド・マクネアー(ケンブリッジ大学国際法教授。戦後はハーグ国際司法裁判所判事)は、侵略戦争は如何に非難されても国際法では犯罪となりえないと述べ、「国際紛争の解決手段としての戦争を放棄する」と宣言するパリ不戦条約(一九二八年に米仏間で成立。日本、中国、ソ連を含む世界六十数カ国が調印した)に言及し、パリ不戦条約は戦争を国際法の支配下にある通常の制度とみなす従来の見解を廃し、戦争に際して国家が国際法に基き犯罪として処罰できる行為の範囲を拡大したものである、と述べていました。

マクネアーの見解は、中国とオーストラリア(東京裁判の裁判長ウイリアム・ウエップの母国!)以外の連合国の代表に支持され、一九四四年九月の

連合国戦争犯罪委員会の多数意見は、「侵略戦争を準備し遂行するために行われた人々の行為は、公布されている法律では戦争犯罪ではない」でした。各国の代表が、将来の国際政治で自分たちの行動の足かせとなる〈侵略戦争は戦争犯罪である〉という綱領の承認に躊躇したのは当然です。そしてこのままでは、ニュールンベルク裁判や東京裁判で、「平和に対する罪」と共同謀議の名の下に多くの人々がA級戦犯として裁かれる状況は、出現しなかったはずです。

ところがこのあと、一九四五年五月のドイツの敗北により強制収容所の実態が明らかとなり、エチエルの主張どおり、ドイツの戦争遂行と「人種主義」に基く住民虐殺が表裏一体であった事が連合国側に衝撃を与えたのです。その結果、一九四五年六月末から八月八日まで開かれた米、英、仏、ソ連のロンドン会議により、「侵略戦争は戦争犯罪であり、平和に対する罪を構成する」という国際軍事法廷の方針がアメリカの主張を入れる形で確立しました。そして同年の五月に新たに戦争犯罪委員会のアメリカ代表に就任した野心家のロバート・ジャクソンが、パリ不戦条約と共同謀議論を根拠にニュールンベルク裁判でA級戦犯の訴追を開始するのです。ジャクソンがパリ不戦条約を持ち出して裁判維持の根拠にしたのは、「平和に対する罪」は「事後法」だという批判をかわすためでした。しかしジャクソンは、やがてはアメリカ国内の法律家からも、その見解を批判されます。

以上のとおり、「平和に対する罪」は、「人種主義」を掲げたナチス・ドイツの「侵略戦争」に適用されるべき綱領として出現していました。ちなみにニュールンベルク裁判で死刑宣告されたナチス・ドイツの戦争指導者たちは、「平和に対する罪」と、新たに設定された「人道に対する罪」（住民集団虐殺などの罪。C級戦争犯罪）との併合罪で処断されています。直前の経緯を考えれば、「人道に対する罪」に重きが置かれたことは想像に難くありません。ところが東京裁判では、誰が見ても犯罪だと理解できる「人道に対する罪」は設定できず、最後まで成立が危ぶまれた「平和に対する罪」だけで裁判が強行されたのです。

日本の戦争遂行には「人種主義」などは存在せず、日本が国際法のもとで通常の戦争を戦ったことは明白でした。日本の侵略戦争開始の起点と認定された満洲国樹立は、五族協和（満洲人、漢人、蒙古人、朝鮮人、日本人の協和）を理念とし、傀儡とはいえ清朝最後の皇帝であった満洲人の溥儀が執政として満洲国を代表していました。民族絶滅政策などの陰りは微塵もありません。そこで考え出されたのが、幻の「南京大虐殺」です。南京攻略軍の総司令官であった松井石根大将を A 級戦犯で訴追し、日本の戦争全体にナチス・ドイツばりの邪悪のイメージを与えようとしたのです。

ところが松井大将は日中戦争勃発前の一九三五年に現役を退き予備役に編入されており、そのような人物を侵略戦争発動の共同謀議に加わった A 級戦犯で訴追するには無理がありました。結局このあと松井大将は、すでに存在していた戦時国際法である「ハーグ陸戦法規」違反の B 級戦争犯罪で処刑されましたが、これにより連合国側は体面を取り繕ったのです。

日本はナチス・ドイツの、とぼっちりを食らいました。そしてこのあと大手のマスコミまでもが、「侵略戦争＝邪悪な戦争」という誤解（意図的曲解？）のもとに、日本軍の〈残虐行為〉をあげつらうことに専念し、侵略戦争非難の世論を維持することになってしまったのです。

東京裁判での松井石根大将には、欧米人の弁護人もついていたから、さすがに荒唐無稽な判決は成立しがたいのですが、東京裁判の一年前に、南京では中華民国政府が主催した南京事件裁判が行われ、谷寿夫陸軍中將が死刑に処せられました。その時の判決書には南京の市民三十万人が殺害されたと記されていたのですが、東京裁判では弁護側から当時の南京の人口は二十万人位であり三十万人の大虐殺はありえないと反論されました。その結果、東京裁判の判決では十万人以上の市民が殺害されたということになり、人数が差し引かれました。このように南京事件裁判は本当にデタラメなのです。そのデタラメさ加減に関しては、拙著『南京事件の探究』や、同じく『日中戦争の不都合な真実』の中で詳しく分析しています。この二冊は図書館にもありますし、お買い求めいただくのもよろしいと思います。

II

事後法とA級戦犯に関する話は、ここでいったん終了したいと思います。ご質問があれば質疑応答の時間に個別にお答えいたします。このあと残りの時間は、中国近現代史の研究者としての立場から、「南京事件」とそれを取り巻いていた歴史の実相に焦点を絞ってお話します。

「南京事件」に関する話を聞くのが初めての方もいらっしゃるでしょうし、篠原先生からの要請もあり、お手元に資料として解題付きの関連文献をお配りしました（後掲、「《講演》時配布資料」参照）。

最初の文献は、北村稔『「南京大虐殺」とは何か』（日本政策研究センター〈ブックレット〉、日本語版、二〇一六年、400円＋税、）ですが、日本政策研究センターから欧米人用の南京事件解説書として発行された Kitamura Minoru. *What the “Nanjing Massacre” Means* の翻訳前の日本語の原文です。

ブックレットの基本的内容は、北村稔『南京事件の探求——その実像を求めて』（文春新書、二〇〇一年）と英語版の Kitamura Minoru. *Politics of Nanjing: An impartial Investigation*, translated by Hal Gold, Roman & Little brother, 2007 に基づいていますが、欧米人読者のために、新たに日中戦争直前のアジア情勢やナチスドイツと国民政府の親密な関係などを書き加えました。

また本邦初出の貴重な第三者資料として、*Records of the Military Intelligence Division regional file relating to China 1922-1944* (Washington : National Archives: National Archives and Records Administration, 1988-1990.) を援用しました。この資料には、日中戦争中に中国で駐在武官として活動したスティルウェル大佐 (Col. Joseph Stilwell) やメイヤー中佐 (Lt. Col. William Mayer) およびその随員たちが作成した中国の政治、経済、軍事状況、社会状況に関する数多くの報告 (Serial File [SF1000] of biweekly reports 〈Jan. 1937- Oct. 1941〉) が収録されており、その中に一九三八年一月初旬の南京市内の状況に関する報告が存在しています。COMMENTS ON

CURRENT EVENTS: December 21, 1937-January 12, 1938 No. 12. Nanking
です。この報告は、一九三八年一月七日に再開された南京のアメリカ大使館
に勤務した外交スタッフの報告であり、日本軍占領直後の南京の実情を如実
に伝えています。私はこの報告を読み解くかたちで、占領下の南京の実情を
再現しています。

次に掲げられている文献は、笠原十九司『南京事件』（岩波新書、一九九
七年）です。笠原十九司氏は、いわゆる「虐殺派」の研究者ですが、多くの
関連書籍を上梓し研鑽をつんだ歴史研究者としての立場から議論を展開して
います。「虐殺派」の言い分も、正確に知っておく必要があります。

三つめの文献は、北村稔『南京事件の探求——その実像を求めて』（文春
新書、二〇〇一年）です。この本を執筆した当時は今とは大違いで、「虐殺
派」が大きな影響力を持っていました。この本は全体の記述に慎重すぎる嫌
いがありますが、「虐殺派」優勢という当時の実情を反映しています。当時
の私は、下世話にいう「土俵を割った相撲」に物言いをつけ、取り直しを求
める心境でした。そして、歴史研究の基本すなわち〈資料を慎重に吟味し歴
史の実像にせまる〉を旗印に、南京事件を告発している欧米人と中国人の提
出した「南京大虐殺資料」を偏りの無い立場で読者に開示し、読者に対して
は陪審制裁判における陪審員（裁判員）の立場からの事実認定（南京で大虐
殺があったのか否かの判断）を求めました。日本側の資料は援用しませんでした。
日本人の自己弁護だと批判されることを避けるためです。

それでは、北村稔『「南京大虐殺」とは何か』（日本政策研究センター
〈ブックレット〉、日本語版、二〇一六年、400円＋税）を軸に据えて、南京
事件の実像に迫ってみたいと思います。

蒋介石の率いる中華民国国民政府は、日中戦争終結後におこなった南京で
の実地調査で得たと主張する証拠以外に、大虐殺を立証する第三者証言として、
日本軍占領中に南京に居住していた欧米人たちの記録した英文資料を南京
と東京の法廷に提出しました。これらの英文資料は、一九三八年および一
九三九年の段階で欧米の出版社により刊行され、すでに世界中に流布してい

ました。すなわち、H. J. Timperley. *What War Means : Japanese Terror in China*. London, Victor Gollancz , 1938. および Lewis Smyth. *War damage in the Nanking area, December, 1937 to March 1938, Urban and rural surveys*: Shanghai, Mercury press, 1938. および SHUHSI HSÜ, ed. *Documents of the Nanking Safety Zone*: Shanghai - Hong kong - Singapore, Kelly & Walsh, 1939. です。そしてこれらの資料は、南京と東京の裁判で証拠として採用され、判決書に明記されました。ところがこれらの英文資料のどの部分にも、南京で三十万人の大虐殺が発生したという記述は存在しません。

以上の英文資料は後になり、洞富雄編『日中戦争——南京大残虐事件資料集』第2巻〈英文資料編〉（青木書店、一九八五年）に、日本語訳が収録されました。H. J. ティンパーリー編『戦争とは何か——中国における日本軍の暴虐』、徐淑希編『南京安全区档案』、L. S. C. スミス編『南京地区における戦争被害』です。しかし日本語訳には、事実を誤解させる不適切な翻訳があり、この点については『南京事件の探求——その実像を求めて』の中で批判したとおりです。

これらの英文資料のうち、ティンパーリー（Timperley）の著作およびスマイス（Smyth）の報告書は、国民政府の戦時国際宣伝を担当する国民党国際宣伝処の依頼を受けて作成されたものであり、その目的は日本軍を残酷な軍事集団として誣告し中国の抗日戦争に対する欧米各国の（特にアメリカ合衆国の）同情と支援を引き出すことでした。ティンパーリーはイギリスのマンチェスター・ガーディアン紙の特派員の肩書で中国に滞在していましたが、諜報活動に携わる人物であり国民党国際宣伝処との連携のもとに、日本軍の戦争行為を批判する活動の最前線に立っていた人物です。またスマイスの報告書は、ティンパーリーの直接の依頼により作成されていました。この間の経緯に関しては、私は『南京事件の探求——その実像を求めて』で詳しく分析しています。

それでは本邦初公開である一九三八年一月七日に再開された南京のアメリカ大使館勤務の外交スタッフの報告に基づいて、南京事件の実像に迫ってみ

たいと思います。ちなみに南京が占領されたのは一九三七年の十二月十三日ですが、翌年の一月の初旬には早くも南京のアメリカ大使館が業務を再開しているのです。このことからだけでも、中国側の主張する「三か月も続いた南京大虐殺」など存在しなかったことがわかります。

報告は、前半と後半の二つの項目に分かれており、前半は〈1、アメリカ大使館の再開〉と題され、後半は〈2 殺気だつて南京を占領した日本軍〉と題されています。「」内はその全文です。

〈1、アメリカ大使館の再開〉

「最近まで天津のアメリカ領事であったジョン・アリソン氏 (Mr. John Allison) と、上海のアメリカ総領事であったジェームス・エスピー氏 (Mr. James Espy) は、一月六日にアメリカ船オアフ号で南京に到着し、翌日にはアメリカ大使館を再開した。彼らが到着した夜には、日本の南京総領事代理を務める福井淳氏主宰の夕食会に招かれた。これは、日本軍の南京占領後初め行われた外交上の夕食会であった。

アリソン氏の報告によれば、南京攻防戦のさなかに南京にとどまっていたアメリカ人は全員無事であり、アメリカ大使館の所有物にも全く被害は無かった。しかしながら、恐らく公的な封印がなされていたアメリカ人の個人所有物は、多くが略奪にあっていた」。

一読してわかるとおり、報告からは、日本軍による三十万人規模の大虐殺が南京市内で進行している状況など全く看取できません。

すでに述べた他の英文資料によっても、南京の実情を確認できます。ティンパーリーの『戦争とは何か』(What War Means) はフランス語にも翻訳され、日本軍の南京占領を告発する目的で世界中に配布されていたのですが、匿名の欧米人の報告として以下の事実を記録しています。すなわち、日本軍の南京占領から二週間後の一九三七年十二月二七日に戦争で途絶えていた上海—南京間の揚子江航路が復活したこと、航路の復活を記念する船で上海から南京に到着した日本婦人たちが市内見物に連れだされ子供たちに上機嫌でキャンディを配ったことです。

さらに特筆すべきは、日本軍は占領が一段落すると、南京の金陵大学（英語名は University of Nanking）社会学教授のスマイス博士の要請に応じて、南京攻防戦に伴う人的被害と物的被害の調査を許可したのです。その結果、スマイス博士は一九三八年三月から六月までの三か月間、南京市内および郊外の六県を対象にして、中国人助手を使ってサンプリングの方法で調査を行いました。その結果として出現したのが、Lewis Smyth. *War damage in the Nanking area, December, 1937 to March 1938, Urban and rural survey* です（日本語訳。L. S. C. スミス編『南京地区における戦争被害』）。この文書の中にも、南京で三十万人規模の大虐殺が発生したという記述は存在しません。

このほか、日本軍占領下の南京市内には、ドイツ人のラーベ（John Rabe）を委員長とする十数名の欧米人たちが南京国際安全区（Nanking Safety Zone）を組織しており、約二十万人の南京市民たちを收容し食糧と居住空間を提供していました。日中戦争開始当初の南京市の人口は百万人を数えましたが、日本軍の接近にともない住民の八割が他所に避難していたのです。

日中戦争当時、蒋介石の中華民国国民政府とドイツ陸軍との間には、一九二〇年代後半以来の緊密な関係が存在し、一九三三年のヒトラー政権誕生のあとも変化しませんでした。ドイツは中国に多額の借款を供与し、中国はこの借款でドイツから多量の武器を購入し、軍需産業の発展に不可欠な物質の希少金属タングステンをドイツに提供していました。

上海から南京（中華民国の首都）までの揚子江中下流域では、日本軍と蒋介石直系の中国軍の間で激烈な戦闘が行われましたが、すでに中国側はドイツ軍人の指導により、上海—南京間に日本軍の進攻に対する防御陣地である多数のコンクリート製トーチカを構築しており、ドイツ式の武器で装備した蒋介石直系の精鋭部隊を配備していました。そしてドイツ陸軍のファルケンハウゼン将軍が蒋介石の総参謀長として中国軍の作戦を指導し、最前線の日本軍との戦闘でも七十名以上のドイツ軍人が中国軍の指導に当たっていました。

このような状況を背景にして国際安全区委員会委員長に就任していたラーベは、ドイツの総合商社ジューメンズ（Siemens）の南京支社長であり、軍需物資を国民政府に売り込むために従来から南京に駐在していたのです。

日本大使館が南京に復帰すると、国際安全区委員会は日本軍への要望と安全区の状況に関する英文の文書を作成し、三カ月のあいだ毎日のように日本大使館に提出していました。

最初の文書は一九三七年十二月十四日付けで、日本軍総司令官に対する要望書です。また最後の文書は、一九三八年二月十九日付けであり、南京に復帰していたイギリス大使館とドイツ大使館にも同一の文書が送付されました。このあと一九三九年初に、これらの文書は日本軍の南京占領を告発する報告書として編纂され、国民政府の臨時首都の重慶で国民政府の外交機関（Council of International Affairs）により出版されます。これが、SHUHSI HSÜ, ed. *Documents of the Nanking Safety Zone: Shanghai-Hong kong-Singapore*, Kelly & Walsh, 1939（徐淑希編『南京安全区档案』）です。

ちなみにこの報告書には、三十万人南京大虐殺説を決定的に否定する文書が存在しています。一九三八年一月十四日付けでラーベが作成し日本大使館に提出した文書です。そこには、次のように述べられています。

「〈前略〉陸軍兵站部の T. 石田少佐より、救援用として多量の米と小麦を売りたいと、スパーリング氏に話がありました。〈中略〉少佐は米五千袋と小麦一万袋を売ろうと申し出ました。一月七日、当方は米三百袋と小麦五千袋を注文しました。〈中略〉石田少佐は、米も小麦も石炭も自治委員会を通じて配給するようになったから売れない、というのです。

一月八日の自治委員会側の話では、安全地区外への無料配給用として米一二五〇袋と、販売用として一万袋を割り当てられたということで、それをトラックで運ぶのを手伝ってくれと、当方に依頼しました。当方は九日の日曜日にその手配をして、月曜日の朝に運搬用のトラック五台を用意しました。その間に自治委員会のほうは配給用に割り当てられた一二五〇袋を販売する一方、一万袋のなかから一二五〇袋を後で無料配給に使う許可をもらいまし

た。一二五〇袋の運搬は二日で終わり、到着するとすぐに売れてしまいました。運搬に当たっているものが十二日に残りの一万袋を搬出しはじめたところ、割当量が引き下げられて、三日ごとに千袋ずつ運べと言われました。増量交渉もはかどらず、二日も配給が遅れました」。

以上のとおり、一月十四日付けのラーベの報告書には、国際安全区委員会、自治委員会、日本軍という三者の協力関係がよく示されていますが、何にもまして、住民を皆殺しにする大虐殺の進行とは全く矛盾する状況すなわち日本軍が住民に大量の食糧を提供した事実を、第三者の欧米人が証言しているのです。ところが八年たった第二次大戦後の南京大虐殺判決書によれば、ラーベの報告書が書かれた一九三八年一月十四日は、日本軍による南京での三十万人大虐殺の真最中なのです。ちなみに報告書に出現する自治委員会とは、日本軍の後押しで一九三七年十二月二十四日に成立していた南京市民の自治組織であり（成立式典は翌年の一月一日に挙行）、南京市全域の住民生活を支える活動を行っていました。

このほか筆者（北村）は、日本軍の南京占領に対する一九三八年当時の欧米のメディアの報道を調べたますが、いずれのメディアにおいても南京で三十万人大虐殺が発生したという報道は存在していません。詳細は『南京事件の探求——その実像を求めて』を参照してください。

便衣兵の処刑

それでは日本軍の南京占領に際して、軍人や住民が日本軍により不法に殺害される事態は発生しなかったのか。これについては、COMMENTS ON CURRENT EVENTS: December 21, 1937-January 12, 1938 No. 12. Nankingの後半部分の報告が参考になります。後半部分の内容は、前半部分に見られるアメリカ大使館の復帰と日本大使館による歓迎夕食会という平和な南京とは好対照をなしていますが、以下の「 」内がその全文です。

〈2. 殺気だって南京を占領した日本軍〉

「信頼できる複数の外国人観察者の伝えるところによれば、南京に侵入し

たあとの日本軍の行動が、統制のとれた軍隊というより野蛮人の略奪集団のようであったことに疑いは無い。この時の日本軍の行動を目撃したアメリカの新聞記者は、駐在武官の一人に対しその内容を詳しく語ったが、中国人の兵士も市民たちも無差別に虐殺された。彼の知る限り、一人たりとも捕虜として扱われなかった。そして中国軍が撤退したあとも南京市内にとどまりいくらかでも秩序を保とうと試みていた警察官たちでさえ、無慈悲に殺害されたのである。外国の資産に関しても、明らかに公式の封印と注意書きがなされていたにも関わらず、多くが略奪を蒙っていたが、しばしば意図的に行われていた。

占領後の南京を整えるためには断固とした速やかな軍事行動が必要であったかもしれないが、文明国とされる国家の軍隊がおこなった殺人と略奪の饗宴に対しては、いかなる言い訳もゆるされないであろう。

日本軍の司令部が南京での日本軍の振る舞いを恥じるならば、そしてそれを伝える報道が伝えられているが、唯一のなしうる説明は部隊が制御できなくなったということであり、日本が野蛮性を容認したことに対する品位ある人々からの譴責と軽蔑をまぬかれないであろう」。

この報告の中に出てくるアメリカの新聞記者というのは、ニューヨーク・タイムス紙の特派員であったダーディン（Tilman Durdin）だと思われます。南京が日本軍に占領されたあとも、ダーディンたち数名の外国人特派員たちは、数日のあいだ南京市内にとどまっていました。このあと彼らは上海に移り、ダーディンはニューヨーク・タイムス紙に長文の報告を航空便で送っています。

報告の中で語られている「中国人の兵士も市民たちも無差別に虐殺された。彼の知る限り、一人たりとも捕虜として扱われなかった」について考えてみましょう。

日本軍は一九三七年十二月十三日南京に南京を占領しましたが、前日の十二月十二日夜半に、南京防衛司令官だった唐生智將軍は蒋介石の命令を奉じて南京を脱出しました。

これに先立ち唐生智は、外国人記者団に対して南京を死守する覚悟を語っており、南京を防衛する中国軍の兵士たちが揚子江を渡り対岸に撤退する道を閉ざすため、軍用のゴムボートや舟艇を全て焼却させていました。しかしながら、自分と側近の部下の撤退に必要な大型汽船だけは確保していたのです。このような状況の中で、唐生智は「日本軍の囲みを破って南京から脱出せよ」との命令を下したあと、側近の部下とともに直ちに大型汽船に乗り込んで揚子江対岸の浦口に渡り、浦口から天津に通じる鉄路である津浦線により北へと逃走しました。

司令官の逃亡により南京市内の中国軍兵士は組織的な抵抗力を失い、壊滅状態に陥りました。そして多くの兵士が武器と軍服を街路に遺棄して、国際安全区に逃げ込んだのです。

翌十二月十三日に南京を占領した日本軍は、直ちに国際安全区を搜索して民間人に成りすましていた兵士たちを逮捕し集団で処刑しました。この集団処刑は計画的に行われ、当時からよく知られていましたが、ダーディンが目撃したのはこの情景であると思われます。処刑された人間の中に兵士と間違われて処刑された民間人がいたかもしれませんが、日本軍の目的は飽くまでも民間人に成りすましている中国軍兵士の摘発と処刑でした。

日本軍が南京を占領した一九三七年当時の世界では、戦争は国際法上では認められルール化されていました。すでにのべたとおり戦場の国際法として、一九〇七年にオランダのハーグで世界各国が調印した「陸上戦闘に関する法と習慣」(Laws and Customs of War on Land)が存在していたのです。

「ハーグ陸戦法規」に基づけば、軍服を着用し武器を公然と携帯して投降した戦争捕虜と、軍服を脱ぎ捨てたあと捕らわれた兵士との間には、扱いに差異が生じます。軍服を着用していなかった場合や、指揮官のいない戦闘集団の戦闘員は戦争捕虜とはみなされず、処刑される可能性もありました。そして南京を占領した日本軍は、軍服を脱ぎすて国際安全区に隠れていた中国人兵士を便衣兵(軍服を着用していない戦闘員)として処刑したのです。

南京攻防戦に先立ち行われた上海での戦闘で、中国軍側の便衣兵に悩まさ

れていた日本軍の立場からすれば、激しい攻防戦に勝利して南京を占領したが、国際安全区に逃げ込んだ多くの中国兵たちは不気味な存在でした。油断すれば、いつ攻撃されるかわからないという恐怖心を持っていたはずですが。したがって、隠れていた中国兵の摘発は当然の行為ですが、彼らを集団で処刑する行為の是非が国際法上の問題にされたのです。

日本国内では一九七〇年代に「南京大虐殺論争」が開始されて以降、日本軍の行動はハーグ陸戦法規に基づいた合法的行為であると主張する研究者グループと、行き過ぎた残虐行為であると非難する研究者グループとの間で、長い論争が続いています。

ちなみに、日本軍占領下の南京にとどまり国際安全区を管理していた欧米人たちは、日本軍の便衣兵摘発とその処刑をどのようにみていたのでしょうか。

多くの資料に明かなとおり、欧米人たちはハーグ陸戦法規を熟知しており、占領直後の便衣兵の大量処刑に対して、人道的見地からの寛大な処置を期待すると述べましたが、日本軍に対する国際法上の判断に基づく積極的な助命の嘆願は見られませんでした。兵士が集団で武器を捨て軍服を脱ぎ捨てたあと民間人の中に紛れ込む事態は戦史に例がなく、積極的な判断の示しようがなかったのだと考えられます。以下に示すのは、日本軍の残虐性を告発する目的で出版されたティンパーリーの『戦争とは何か』(*What War Means*)の中に収録されている事例です。

日本軍は占領直後の便衣兵の大量処刑後も、南京市内に潜む便衣兵の摘発に余念がありませんでしたが、国際安全区委員会の委員でドイツ人ビジネスマンのクレーガー (Kroeger) と南京に留まっていたオーストリア人技術者のハッツ (Hatz) の二人は、便衣兵として摘発された中国人男性が安全区内の溜池の中に立たされ日本軍に銃殺される場面に立ち合い、次のように述べています。一九三八年一月九日のことです。

「我々は日本軍による合法的な死刑執行に対して何ら抗議する権利は無いが、これがあまりにも非能率的で残虐なやり方で行われていることは確かだ

ある。そのうえこのようなやり方は、我々が日本大使館員と個人的に話し合った際に何回もいったような問題を引き起こすのである。池で人を殺すことは池の水を台無しにするし、そのため地区内の人々に対する給水量が大幅に減少するのである」。

ちなみにクレーガーとハッツの二人は「日本軍による合法的な死刑執行」を複数形で示しており、立ち会った事例以外の処刑も考慮に入れた発言です。

このほか安全区国際委員会委員であり金陵大学教授であったベイツ（Miner Bates）も、難民の収容に当たっていた王新倫という身元不明瞭な男性が、他の中国人により銃を埋めて隠している元兵士であると日本憲兵隊に告発された際、「この王が元兵士であったならば、我々は手出しができない」と述べ、軍法上の問題であるという判断を示しています。

以上の事例からは、欧米人の告発者たちが、必ずしも便衣兵としての中国兵の処刑を非難したのではないことがわかります。彼らの告発の要点は、慎重な手続きなしに大量の処刑が性急に行われたことであり、これを「人道にもとる」と問題にしたのです。

事実として、日中戦争当時の戦争法規に関する日本人法律家の間においても、便衣兵を慎重に扱う必要が確認され、その処刑に際しては裁判の手続きを要するものとみなされていました。しかしそれでもなお、欧米人たちは軍服を脱いで潜伏した兵士の処刑が虐殺ではないと認識していました。彼らは、日本軍による集団処刑を「ハーグ陸戦法規」に違反する計画的な大虐殺だと告発したわけではありません。

このほか中国側も、便衣兵として摘発された兵士の処刑に対して、国際法違反であるという「表立った」抗議を行っていません。蒋介石を総司令とする国民革命軍には一九二五年に制定された「革命連座法」という戦闘規則があり、命令に従わない退却はその部隊の最高指揮官を銃殺に処すと定めていた。また兵士の場合も、指揮官を捨てて退却し指揮官が戦死した場合には銃殺に処せられる可能性がありました。

南京守備軍の壊滅は、蔣介石の命令を受けた司令官唐生智の脱出が引き金であり、唐生智は配下の各部隊に南京脱出の命令を発していました。それゆえ必ずしも命令違反の退却ではありません。しかしながら武器を遺棄し更に軍服を脱ぎすてて民間人に紛れ込むなどは戦闘員としてあってはならない行為であり、恥辱の極みでした。南京攻防戦に先立ち行われた上海の攻防戦では、謝晋元の指揮する八百名の部隊が十月二十八日から四昼夜にわたり閘北の中国軍陣地を死守し、抗戦精神の鑑として称賛されていました。彼らは十月三十一日に蔣介石の命令で公共租界に撤退したのですが、これに比べれば、抵抗を放棄して潜伏し摘発されて処刑された大量の兵士の存在は、声高に論じるのを憚られる事態でした。

一方で日本軍は、軍服を着て捕虜になった中国兵に対しては、基本的に戦争捕虜として扱っていました。この事実については、南京攻防戦に参加した榊原主計陸軍大佐の極東国際軍事裁判における証言があり、連合国側の裁判官により事実として認定されています。榊原大佐の証言によれば、四〇〇〇人ほどの戦争捕虜の半分を上海に送り、残りは南京で収容し一部は一般労働に携わっていました。

しかしながら近年になり、南京大虐殺の实在を声高に叫ぶ中国側からは、日本軍は便衣兵だけでなく戦争捕虜を大量に処刑したという告発が行われています。日中両国政府の合意に基づき二〇〇六年に開始された共同研究の成果として、二〇一四年には北岡伸一・歩平編「日中歴史共同研究」報告書・第2巻〈近現代史篇〉(勉誠出版)が刊行されましたが、収録されている中国側の論文では、住民の大量虐殺よりも戦争捕虜殺害の告発に焦点が絞られています。

スマイス調査報告書に現れた便衣兵の処刑

日本軍の南京占領直後に欧米人の調査により作成された資料として、Lewis Smyth. *War damage in the Nanking area, December, 1937 to, March, 1938, Urban and rural surveys: Shanghai*, Mercury press, 1938. が

ありますが（前出，日本語訳。L.S.C. スミス編『南京地区における戦争被害』），作成者のスマイスは，国際安全区委員会書記を務め，委員長のドイツ人のラーベらとともに難民の保護に携わっていました。すでに述べたとおり，スマイスの調査報告書は日本軍の残虐性を告発するために出版されたものであり，調査完了から出版までの僅か六カ月という期間の短さや，上海版と南京版の作成という手回しの良さから考えても，背後には国民党国際宣伝処が控えていたことがわかります。しかし作成の背景が如何なるものであれ，スマイスは大学で教鞭をとる社会学者です。研究者としての矜持を維持するためにも，しっかりした調査報告を書く立場にありました。

スマイスによる南京市内の人的被害の調査は，家族調査の一環として一九三八年の三月九日から四月二日まで行われ，補足調査が四月十九日から二十三日まで行われました。調査方法は家屋番号に従って五十戸から一戸を抽出し，人的被害の調査を含め，居住する家族の人数・収入・職業などが調査されたのです。そして調査結果の数字を五十倍して，兵士の暴行による死亡二四〇〇人，南京市の人口二十二万一一五〇人などが算出されました。スマイスはこの報告書の作成以前にも，南京周辺地域の水害調査にも携わった経験を持つプロの学者でしたが，この報告書の「前書き」には，金陵大学教授で歴史学者のベイツが，「この調査報告が完成したのは，スマイス博士の比類のない手腕と精力に負うところが大きい」と述べ，報告書の内容を裏打ちしています。

スマイスは第二次大戦後に南京で行われた戦犯裁判に際しても，宣誓書とともにこの調査報告書を提出し，スマイスの報告書は大虐殺の重要証拠として南京裁判の判決文に特筆されました。しかし中国人裁判官たちは，兵士の暴行による死者を二四〇〇人と算出したスマイスの報告内容が，判決文に明記された「三十万人大虐殺」と矛盾することに気が付かなかったのでしょうか。このような矛盾を有する判決書は，論理的に破綻しているといわねばなりません。

スマイス報告が算出した「兵士の暴行による民間人の死者二四〇〇人」の

中には、処刑された多数の便衣兵が含まれると判断する研究が存在します。大阪学院大学経済学部名誉教授の丹羽春喜氏は、スマイス報告を統計学見地からの詳細に分析し、兵士の暴行により殺害された成年男子の中で、「独身・単身者」が四十四、三%を占めている事実に注目しました。そして丹羽教授は、スマイス報告に記載されている一九三二年当時の南京市の住民調査記録に基づいて、一九三八年春の南京市の成年男子中の「独身・単身者」は通常の状態であれば五、二%だと推算しました。その結果、南京攻防戦直後に一時的に出現している四十四、三%という「独身・単身者」の異常に高い比率は、被害者の成年男子の中に本来の南京市民ではない多くの便衣兵が含まれていた結果だという判断が下されます。いうまでもなくこの判断の背景には、当時の中国軍兵士の大多数が、「独身・単身者」の若者であったという事実が存在します。

日本軍を告発するスマイス報告の巧みなトリック

次に、南京郊外の六県に対するスマイスの調査報告を考えてみましょう。南京郊外の人的被害は、南京市内の調査結果と際立った対照をなしていません。三万人弱の民間人が殺害されたというのです。

私（北村）は、郊外調査による人的被害の報告を読んだとき、なぜこれほどに死者が多いのであろうかという感慨を抱きました。郊外調査が行われた地域はスマイス報告に添付される地図によれば、広大な広がりを持っており、地図の縮尺ゲージから試算すると、南北140キロ、東西90キロの地域です。南京市の規模を南北8キロ、東西8キロとすれば、面積でおよそ二百倍の広がりを持っています。

防衛庁防衛研修所戦史室著『支那事変陸軍作戦〈1〉』によれば、日本軍はこの地域を東から西へ主要には三つの経路に分かれて南京に進撃し、各経路もまた部隊ごとにくいつかのルートに分かれていました。さらにこれらの経路の外側を、揚子江沿いにそれぞれ左岸と右岸を二つの部隊が南京に進撃しました。

日本軍の進撃経路をスマイス報告に添付された地図と照らし合わせてみると、郊外調査の地域は必ずしも日本軍の進撃経路と緊密に重なっていません。住民は避難できたはずだし、日本軍はこの地域を一週間ほどで走破して南京へ急進撃を続けており、有体にいえば、民衆を巻き添えにすることよりも南京に殺到することに熱意を持っていたはずです。そしてその進撃部隊は横一列に散会して進んだわけではなく、進撃の矛先から外れる地域は数多く存在しましたし、南京市の二百倍の広さの地域において、住民が避難するのは容易であったと思われます。南京市の場合のように、城壁に閉ざされた狭い地域に多くの住民が居住し、そこに大量の兵士が存在する状況とは全く異なった状況であり、閉ざされた狭い地域でこそ発生する大量殺戮という状況は想像しにくいのです。

スマイス報告の郊外調査の方法は、以下の通りです。

各県ごとに二人の調査員が派遣され、調査は三月八日から二十三日まで述べ十五日間行われました。調査方法は、調査員が主要道路に沿って進み、更に八の字を描きながらその道路をジグザグに横断して戻り、途中で遭遇した村落の三つから一つを選び、それらの村落に居住する十家族から一家族を選んで調査票に記入させたのです。

都市部の調査にくらべると郊外調査の期間は半分であり、地域は二百倍の広さです。しかも調査員は文面から窺がえる限り、全部で十二人です。さらに調査対象の六つの県のうち、調査が予定どおり進行できたのは四つの県と一つの県の南半分で、残りの部分は国民政府の政治的影響下にあったのでしょう。中国側官憲の干渉により調査を実施できなかったと述べられています。

限定された狭い地域で二倍の時間を費やして行われ、何らの制限も受けることの無かった南京市内の調査にくらべ、南京郊外の調査ははるかに大雑把であり、その結果も不確定にならざるを得ませんでした。しかも郊外の調査では、調査結果を集計するさいに南京市内の調査の集計方法とは異なる操作が行われていました。

南京市内の調査では五十家族に一家族を抽出して調査が行われ、その結果を五十倍して全体状況が割り出されました。これは誰にでも理解できる集計方法です。ところが郊外の調査では集計方法が異なります。三つに一つの村を選びその村の十家族に一家族を選んで調査したのであるから、調査結果を三十倍すれば調査した限られた地域の数字は集計されます。ところが郊外調査の集計では、スマイス報告の「序言」の第三項「調査の集計」に述べられているとおり、各県の限られた地域で算出された一家族あたりの被害状況の平均値に、十八万六千という極めて大きな数字を掛けているのです。この数字は、調査を行った五つの県の全家族数であり、南京攻防戦以前にすでに把握されていたものです。

いうまでもなく、このような集計方法では調査対象の区域から外れ全く被害に遇わなかった家族の数も掛けるべき家族数に算入されてしまい、被害状況は大幅に増大します。被害者数を拡大する上手なトリックであるといわねばなりません。これに限らずスマイス報告には、中立を装いながらもさりげない筆致での日本批判が見て取れます。国民党国際宣伝処の依頼により作成されたからには当然といえるでしょうか。

以上のように、第三者の欧米人によるリアルタイムで行われた克明な調査（しかもそれは日本軍を告発しようという政治的意図のもとに行われた！）によっても、第二次世界戦後の南京と東京の裁判で断罪された「南京大虐殺」などというものが、全くの絵空事であったことがわかります。すなわち壮大な誣告なのです。

時間がゆるせば、このような壮大な誣告を行う中国社会の病理と中国人の精神状態についてお話したいのですが、これは次の機会に譲ることにいたします。本日の私の話はこれにて終了いたします。ご清聴ありがとうございました。

〈質疑応答〉

北村：南京占領に先立つ戦闘の実情に関しても誣告があるのではというご質問ですが、これには面白い話があって、日中全面戦争開始の発端は、居留民保護のために上海に到着していた日本帝国海軍第三艦隊の旗艦出雲に対して、アメリカ人の援助で育成されていた中国の飛行隊が爆撃を敢行したことです。このとき爆弾は1発も当たらず、全て租界に落ちてしまい、中国人と外国人を含めて六百人が死んだという報道もありますが、後のライシャワー駐日大使のお兄さんが亡くなっています。中国軍の飛行士は、訓練未熟のままに身のほど知らずの行為に出た挙句に無残な失敗に終わったのですが、失敗したのは台風が来ていたから爆弾がそれたのだ、などという理由をでっち上げました。ニューヨーク・タイムズの紙上では、アメリカのハル国務長官が、〈何をする、やめてくれ〉と悲鳴をあげていましたから、日本側はうまくやれば中国側を窮地に追い込めたのですが、日本側は、おとなしいというか宣伝工作が下手です。

逆に中国人は、ひどい失敗を犯しても、嘘をついて状況をうまく糊塗します。自分たちがへましても相手のせいにする。この場合は天候のせいにして真実を言わない。これは形を変えた誣告です。

このあと上海・南京間の戦闘で中国軍は日本軍にぼろ負けするわけですが、中国側は当初は勝てると思っていました。ドイツ軍の指導で作りに上げていた強固なトーチカ網に日本軍を誘い込み機関銃の一斉射撃で勝てるかと踏んでいたのです。ところが兵隊の素質と訓練が段違いですから完敗したのです。しかしこの事実を隠しています。これは中国語でいう、都合の悪いことを隠す「避諱」であり（中国の新幹線事故の際に車両を埋めてしまったのと同質の行為！）であり、真実を隠すという点において誣告と表裏一体です。

次に、現在の中国人は、本心から共産党に従っているのか、共産党の支配は永久ではないと思うが、変わるとしたらどのような思想が支配思想となるのか、というご質問ですが、これに関しては、中国人は深刻に考えておりま

せん。

中国人留学生とゼミで話す機会がありますが、彼らの一人が父親に「いつまで共産党の支配が続くのだろう」と聞いたら、「さあ、いつまでだろう」と父親が答えたなどと言っておりました。それゆえ共産党が変わってしまうということは別に構わないです。中国がつぶれるわけではないです。みんなそういう風に思っているのです。

それではそのあと、どういう思想が支配的になるのか。先ほど篠原先生ともお話ししたのですが、思想というものは、社会の生産現場の仕組みから変化が起こって、変わるものです。昨今はエジプトなどいろいろなところで「何とか革命」といって、民主主義を輸入してワーッと学生が騒いだところで、社会全体の思想が変わるわけありません。現実として、騒ぎの後には何も変わらないではないですか。

例えは悪いかもしれませんが、日本の飛鳥時代に、蘇我氏や物部氏と言っている部族社会の中に民主主義を持ち込んだところで、上滑りするだけで何も残りませんよ。社会を下支えしている生産現場の構造から変わってこないといけない。そのためには新しい経済活動の規律が成立し、そういうものがきちんと機能して、それで人の思想というものが変わってくるわけです。

中国共産党の体制というのは、社会の生産現場での新しい変革の波を経ておらず、伝統的な「農民反乱」（主体は農民ではなく遊民）により樹立されました。このあと権力を握った者たちは空想的に社会主義を志向し、トップダウンでその実現をはかったのですが失敗したのです。そして中国の伝統的封建制度に先祖返りしてしまったのです。それゆえ、当面は何の新しい変化も望めません。

中華人民共和国ができる以前から、共産党員には一級に始まり、二級、三級と続く等級というランクが存在し、二十四級まであります。大学を卒業して官職に就くと最初は二十二級だと、三十年以上前に中国人の留学生から聞きました。そして十三級を境に高級幹部となるのです。かつての日本では、従五位下が貴族階級の境目だったと同じです。そしてこれらの等級に応じ

て、国家からの種々の手厚い生活物資の補給があります。

中華人民共和国の建国当初は、毛沢東とダライラマとウイグル族の指導者のサイフジンの三人が、三級でした。さしずめ従一位です。鄧小平は五級でした。中国人の友人の夫人の父親は十級だったそうですが、国際電話などかけ放題で、私有財産がなくても、国家から物質面での大きな補助を受けているわけです。

十三級から下の人々がいわゆる地下人です。十三級以上は貴族です。三十年以上前に中国の湖南省を訪れましたが、すごく立派な体育館のようなものがあるが土産物屋になっていましたが、体育館としては全く使っていないのです。ガイドに聞くとこれは十三級以上専用の建物として建てられたと聞いていましたが、湖南省では十三級以上は六千家族ぐらいしかいないとのことでした。湖南省はフランス位の広さで人口も一億を超えていたはずで、人口の0,00何%の人の為だけに贅をつくし、本来の目的には利用しないのです。

中国での身分=等級は現在では表面的には大きく四つに分かれており、部長、局長、^{かみ} 処長、^{すけ} 科長です。守、^{じょう} 介、^{さかん} 丈、目という、昔の日本の四等官に相当します。しかし細分化された二十四等級の分類は存在していると思います。ですから共産党が消滅しても、権力を持った人間が何でもできる今の仕組みは変わらないでしょう。

民主化運動は、もはや駄目だと中国人は言っています。かつては共産党の中からも胡耀邦や趙紫陽などの人々が、民主化のほうに歩みだしていましたが、一九八九年の天安門事件で完全につぶされたわけです。そのあと、批判勢力になりうるインテリは完全に飼いなされることになります。

天安門事件のあと、知識人よりタクシーの運転手の給料が高いといわれた時期があり、知識人はどんどん国外へ出たのです。ところが二一世紀になると、共産党は知識人を黙らせるために、とくに大学の教員の給料を猛烈にアップしました。私の友達の中国人の妹さんは大学の教員なのですが、研究費で車を買っても良いなどという状況にあるらしいのです。もちろん車は自

分の所有にはなりません。こういう状況で知識人は黙らされているのです。

そして気概を失わないで発言する知識人たちも、海外に去るように勧告されています。尊敬する哲学者の李沢厚も天安門事件に対する批判的発言のゆえに、アリゾナ大学に去りました。知識人の海外移住を中国共産党は容認するわけです。下手に捕まえたりすると、国際的な非難を浴びます。

若い留学生に民主化が必要かと聞くと、要らないと言っています。民主化がなくても生きていける、自分たちは自分たちでやるのだと言っています。いくらでも何でもできるのです。お互いの利益の一致したところで、闇経済の中を回っているのです。不思議なドロドロした社会が続くように私は思います。

それからもう一つ、誣告が国際的なスタンダードの批判にならないのはおかしい、理解できないという質問ですが、これは中国人のインテリジェンス（情報宣伝活動）が巧みだからです。〈孫子の兵法〉以来の伝統です。櫻井よしこさんとの共著『中国はなぜ「軍拡」「膨張」「恫喝」をやめないのか：その侵略的構造を解明する』（国家基本問題研究所編、文春文庫、二〇一二年）の中に私の書いた「〈南京大虐殺〉に見る〈歴史力〉捏造のインテリジェンス」が収録されていますが、中国のインテリジェンスの源である孫子の兵法とはどういうものか、現代にどうつながっているのかを解明した論文です。孫子は二〇〇〇年前の著作ですが、一番重視しているのはスパイ（間諜）の活用です。スパイが五種類に分けられていますが、人の上に立つ者は絶対に彼らを使いこなす能力が必要だと述べられています。中でも一番大事なのは二重スパイの活用です。いかに情報活動を重んじているかがわかります。

孫子は戦争に勝つための哲学ですが、実際に武力を行使するのは最善の方法ではないという哲学です。実際に戦えば人も死ぬし金も使います。ですから「敵の謀略をその攻略のうちに破る」要するに情報戦で勝つのが最上であり、敵の城を包囲攻撃するのは最低なのです。血を流す戦争をしたら駄目なのです。敵の体制を情報戦で切り崩せと、これが中国人の血肉になっている

わけです。

ですから、事実と矛盾する誣告だと批判しても、中国人は巧みに言い抜けます。「南京の死者に関する三十万人という数字が四十になったり五十万になったりするの、どういうわけだ」と問い詰めても、「それは、われわれの被害者感情の表現である」と言ってみたり、その都度、論争で一番活用できる非論理的論理を持ち出します。

彼らは国際的な情報宣伝活動では、ふんだんにお金を使います。国連であろうがどこであろうが、札びらをちらつかせて、黙らせます。日本人のように、お金で人を買収してはいけななどというモラルはないです。桁違いのお金をばらまきます。情報工作とはそういうものです。日本は太刀打ちできません。

それから本日の講師（北村）の見解は、漢族にのみ適用されるのか、あるいは歴史上で中国を支配したモンゴル人や満洲人にも適用できるのかというご質問ですが、やはり漢族に対してでしょうね。モンゴル人や満洲人はもっと違ったメンタリティーがあります。モンゴル人は遊牧民族ですが、商業を取り仕切った民族でもあります。生活のベースが違います。満洲人もジンギスカン以来の遊牧民の伝統と権威のなかで生活していました。清朝の皇帝は漢族に対しては伝統的な中華皇帝でしたが、モンゴルやチベットに対してはジンギスカンの権威を受け継ぐ大ハーンとしてふるまっていました。

結局、モンゴルもチベットも、現在では漢族にやられっぱなしです。漢族は歴史が古しい、哲学もあるし、かなわないのです。食べ物もおいしいし、万里の長城の北のほうは生活が苦しいのです。それゆえ今日の話しは、ほとんど漢族に適用されるのではないかと思います。

それから中国人の怖さというか、しつこさを確認しておかねばなりません。誣告を追及する場合は徹底的に客観的な証拠を提示して、理路整然と追及しなければなりません。少しでも甘いところがあると、彼らは捨て身のしつこさで食らいついてきます。そこでひるむようなら、最初から口出ししないほうがましです。

中国人をウソ発見器にかけたらどうかという面白いご質問がありますが、彼らは不利な結果が出現すると、平然として「この機械は壊れている」と必ず言いますよ。

それでは嘘で固めた政治体制なのかというと、外交や行政に携わる実務能力に大変秀でた力のあるプロが必ずいます。政治体制が変わっても、そういうトップのプロは重宝されるのです。清朝時代に李鴻章の外交交渉を支えた馬建忠や、中華民国政府時代の顧維均がそうです。彼らはフランスやアメリカの大学で学び外国語に堪能で、加えて中国人の伝統である交渉術にたけていた。日本人は翻弄されていますよ。但し中国人にも弱点はある。それは政治支配や外交交渉というソフト面では高度に発達していますが、科学的思考を必要とする近代技術関係のハード面では後れを取っていることです。

そもそも彼らの思考には物理（客観）と心理（主観）の区別がないので、近代的な科学技術など独自には生み出せないのです。ノーベル物理学賞受賞者は一人もいない。科学技術をパクっているだけなので、ハード面はとても弱いのです。中国が東南アジアなどに輸出しているプラントが挫折するのはその為であり、工業化社会ではハード面で常にリードしていないと、必ず先進国の後塵を拝すことになります。しかし実際には、彼らは自分たちの短所を長所であるソフト面を駆使して補います。大金をだしてハードの達人を雇うのです。永らく日本の大企業の中国担当を務めて退職した人が言っていましたけれども、中国側の企業に行って担当者にあうと、出てくるのは日本人で大層な高給で雇われているのだそうです。そういう人を使って技術を盗んでいるのです。そういうことを平気でやります。

資本を投下して基礎開発をやるより、誰かにお金を提供して出来上がった技術を盗んだほうが、効率がいいのです。日本にはスパイ防止法すらないので、技術流出を防止する法律もなく、好き放題にやられています。

でも日本がつぶれないのは、不思議です。国民の団結力が強いというか、何か優れたところがあるのでしょうか。海に守られているから、ずっと平穩に暮らせたのでしょうか。

もっとも、中国人を故意に毛嫌いする必要はありません。私には中国人の友達がたくさんいますし、今日お話しした内容を自分なりの中国観として確立する上で多くの材料を与えてくれたのは、これらの中国人たちです。たしかに彼らは、生き馬の目を抜くようは人ばかりではないのですが、中国とどうやって付き合っていくかについては、日本の国益を基礎に据える必要があります。軽々に日中友好などと唱えるのは禁物です。隣国だから仲良くすべきだという能天気な態度は駄目です。国家と国家の関係は個人同士の関係とは別物です。警戒してかからないと、思わぬ目にあわされます。相手は何千年ものあいだ、周辺の民族と食うか食われるかの争いを続けてきたのです。中国人の行動の背景には、異民族との間ですさまじい闘争を繰り返してきた歴史が存在しているのです。

これに対し、日本人には全く危機感が存在しません。最近読んだ小説で、百田尚樹さんの『カエルの楽園』というのは、今の世相にぴったりです。とても面白い小説で、舞台はナパージュという国なのですけれど、ジャパンの裏返しです。そしてカエルたちは本当に楽しい生活をしていて危機感が無い。小説の結末は平和ボケの結果、ナパージュのカエルたちに悲惨な運命がおとずれますが、現実にはそうならないことを祈ります。

日本は自衛隊もきちんとしているし、戦力は相当にあるらしいですが、それを効果的に使う体制が整備されていないのがつらいところですね。

ご質問に対して、勝手に自分の思いを述べているようでいけませんので、この辺でやめます。

篠原：どうもありがとうございます。最後に先生のおっしゃった百田尚樹さんの『カエルの楽園』というのをぜひ皆さんも書店でお求めになってお読みになると、今のお話の全体像がまたよく分かるだろうと思っています。また、今日の配付資料をじっくり読まれますと、先生の意図がよく分かっていたでしょう。配付資料の最後ですが、「…大手のマスコミまでもが、「侵略戦争＝邪悪な戦争」という誤解（意図的曲解？）のもとに、日本軍の〈残虐行為〉をあげつらうことに専念し、侵略戦争非難の世論を維持するこ

とになってしまった」という結論は、非常に重たいものだと私は思っています。

一つ付け加えますが、先ほど話に出ていた先生の著書の英語版、すなわち北村稔『南京事件の探求——その実像を求めて』（文春新書、二〇〇一年）の英語版である、*The politics of Nanjing: an impartial investigation* by Kitamura Minoru; translated by Hal Gold, University Press of America, 2007. ですね、この本も今私の手元にありますので、もしご興味がありましたら、見ていただきたいということです。

本日は本当にお忙しいところ、京都からおいでくださりまして、本当にどうもありがとうございました。

そして、本日は本当に皆さんお忙しいところを、若い学生の方々も、ありがとうございました。それでは今日はこれで終わりたいと思います。ありがとうございます。

（なお、次頁以下に、「《講演》時配布資料」、「主要参考文献（単行本）」、「南京事件関係の必読文献」が掲載されているので、参照されたい〔編者〕）。

《講演》時配布資料

※誣告＝（故意に事実を偽って告げること。他人を罪におとしめようとして偽り訴えること→虚偽告訴罪）→中国人の社会的病理（ちなみに韓国でも誣告が盛ん！）

→「南京遺産登録に見える中国の病理—誣告の横行：谷寿夫死刑判決書」（別冊正論26・『「南京」斬り』，平成28年3月）。従来、北村は避諱という範疇で、嘘を言い募る中国人の病理を解剖したが（林思雲氏の教示に基づく）、真実を隠蔽する点で避諱と誣告は表裏一体であり、誣告として理解したほうが濫用される嘘に明快に対処できる。

姚志伟「十告九诬：清代诬告盛行之原因剖析」（『北方法学』2014年第一期）
〈著者は广东金融学院法学研究所副教授〉

【中文摘要】清代诉讼的一个重要特点是诬告现象的普遍，有“无谎不成状”之说。…

〈本文〉…诬告的本质是小事闹大、无中生有，将户婚田土之类的案件渲染为命盗重案，以期“耸动官府”，从而使官府不得不得受理和重视，俗语“无谎不成状”，反映的就是这种情况。当时的很多材料都记载了百姓这种策略行为饰小忿为大冤，或翻旧案为新题，日角争端动云网锁吊拷，地界接壤指称挖塚抛骸，田土之交易未清，便言霸占；钱债之利息不楚，捏告诈赃；或将衙役装头，或列绅衿作证，牵连妇女，罗织无辜，海市蜃楼，但冀目前之一准，含沙射影，不管日后之盛诬。[48]（〈清初の汀州知府〉王廷抡：《临汀考言》卷6，“详议”）

※誣告の最たる表れが南京事件。南京では谷寿夫中将を東京では松井石根大将を誣告。

※東京裁判国民政府主席判事の梅汝璈の栄光と末路→誣告し誣告された訟師の悲哀

※文革における無数の誣告事案→冤罪事件と毛沢東死後の名誉回復の氾濫。

- ※南京事件という誣告を容認した蒋介石（上申文書に如擬と批示）
- ※共産党による「蒋介石4・12上海クーデター」という誣告（第一次国共合作破壊と共産党員殺害）。この誣告は、後になり台湾への接近政策の障碍として研究者総動員で取り消そうとするが、日本の研究者たちが独り歩きして（暴走して！）蒋介石を悪者に留める？
- ※尖閣諸島問題にみる卑近な事例→艦船をぶつけ相手がぶつけてきたという（重慶の国際宣伝処にいたセオドア・ホワイトの皮肉→顔面で拳を殴られ拳に青あざができた）
- ※誣告を生み出す歴史的背景
 異民族の絶えざる侵入による政治と社会の激変と自己防衛の必要。
 実用理性（李澤厚『中国古代思想史論』）から考える）現世利益→（禅宗）。
- 卑近な誣告習慣→罵街。恥の概念の日中の違い。現在もなお中国社会を支配するのは、表層での近代法と基層での礼（宗族社会維持の規律）。さらに礼に発する情理・倫理等々ではないのか？ 韓国、台湾での誣告の頻発と宗族儀礼
- ※避諱や誣告は、我々が漢文とよぶ（中国語では文言）極度に発達を遂げた文字記述と一体化して存続した。現実から乖離する避諱や誣告を理念上の独立した世界として存在せしめた。近代化への**新文体創出**の必要→**文学革命**＝共産党成立当初の文化状況
 （「民主と科学」＝中国共産党初代指導者・陳独秀の絶叫、毛沢東と「新しき村」）
- ※中国近代化の挫折→先例が近代法の判例に連続した日本社会とは大違い。
- 今も続く誣告の蔓延→**中国人慰安婦問題** **ユネスコ世界記憶遺産登録**
 階級闘争を歴史発展の原動力とするマルクス主義は、法の下での平等を基礎とする法治になじまず→中国式伝統的統治になじんだ。マルクス主義を援用した文革の詭弁＝ブルジョア法権（資産階級法律権利）。官と民

の乖離（プロレタリア独裁）→「民主と法制」の渴望

※ロシアからの共産党組織の移入（ボルシェヴィズムの移入）と資金提供
ならびにコミンテルンの現状無視の命令が、初期共産主義運動を破壊→
伝統の農民反乱への回帰しかなかった→社会主義の衣を着た封建王朝→
社会主義の衣を脱いだ封建王朝。

※事後法 = 「平和に対する罪」は如何にして成立したか

*Prelude to Nuremberg : allied war crimes policy and the question of
punishment*

Arieh J. Kochavi, University of North Carolina Press, 1998（『ニュールンベルクへの序曲』、アリー・コチャービ著、一九九八年、未訳）という本がある。連合国戦争犯罪委員会の議論を詳細に分析した労作であり、拙論の基本部分は同書を参考にしてている。日本語訳ができれば侵略戦争と戦争責任についての議論を大いに活発化させるはずであるが、ニュールンベルク裁判に関する多数の翻訳書籍の存在にもかかわらず、この本の翻訳は無い。翻訳が出ると、「侵略戦争は戦争犯罪だ」と主張する人々に都合が悪いからであろう。筆者（北村）は二〇〇八年に『日中戦争——戦争を望んだ中国 望まなかった日本』（林思雲と共著。PHP 研究所）を出版して日中戦争の実相を明らかにしたが、同書を序章で紹介し立論の基礎に据えた（→文庫版『日中戦争の「不都合な真実」：戦争を望んだ中国望まなかった日本』、PHP 文庫、二〇一四年、英語版 *The reluctant combatant: Japan and the Second Sino-Japanese War*, by Kitamura Minoru and Lin Siyun; translated by Connie Prener University Press of America, 2014）。

極東国際軍事裁判（東京裁判）では、いわゆる A 級戦犯が「平和に対する罪」で裁かれたが、その不当性と不法性を示すもっとも明快な議論は、「平和に対する罪」が近代刑法で禁止される「事後法」であるという事実である。「事後法」とは、実行時には適法の行為を後に定められた法律で刑事責任を問うことであり、「事後法」の禁止は、近代刑法の大原則である。第二次世界大戦終了までの二十世紀の世界では、戦争は国際法では是認されル

ル化されていた。そして敗者は勝者に対して、領土を割譲し賠償金を支払い、両者間で講和条約が締結され落着いていた。

一八九九年にオランダのハーグで採択され、一九〇七年の改訂後に日本など世界各国が調印した Laws and Customs of War on Land (「陸上戦闘に関する法と習慣」、日本では「ハーグ陸戦法規」として知られる)は、戦争を是認したうえで戦闘における「禁じ手」を確認する法規であった。

国際法上で是認されていた「戦争」が、なぜ「侵略戦争は戦争犯罪である」という新見解のもとに、「平和に対する罪」という〈犯罪〉へと変化したのか。ちなみに、〈侵略戦争〉と翻訳される英語の〈Aggressive War〉の Aggressive は、「先に手を出す、先制攻撃を加える」という開戦時の状態を示すだけで、その戦争に〈侵略、征服〉という邪悪なイメージを付与する言葉ではない。この点について戦後の日本では誤解がまかり通っており、糾しておきたい。

「侵略戦争(先制攻撃による戦争)は戦争犯罪である」という新たな見解が提起されたのは、一九四四年三月のロンドンの連合国戦争犯罪委員会の席上であり、チェコスロバキアの亡命政権の法律顧問であったボフスラフ・エツェルによる。エツェルは、すべての侵略戦争が戦争犯罪だと主張したのではなく、「人種主義」に基いて遂行され〈他国の国民を隷属化し抹殺し、その文明を破壊している〉ナチス・ドイツによるポーランドやチェコに対する戦争に限り、**国際法のもとで行われる通常の戦争とは異なる「犯罪的な戦争」**だと告発したのである。エツェルの眼中に、当時の日本は入っていなかった。

当時、ポーランドはドイツとソ連に領土を二分され、チェコスロバキアはドイツ人居住地域のズデーテンをドイツに併合され、さらにスロバキアを切り離されたチェコはドイツの保護領となり、ポーランドやチェコのユダヤ人たちは強制収容所に送られていた。チェコでは一九四二年の六月に、レジスタンスによるドイツ国家保安部長暗殺への報復として、リディツ村の数百人の住民が銃殺や強制収容所送りになった。以上の状況下に、エツェルは、

(一) ドイツの戦争は、ハーグ陸戦法規の根底にある人道的配慮を踏みにじり、このような戦争に責任を有する人間は裁判にかけられるべきである。

(2) ヒットラーたちは侵略戦争以外にも死刑判決に値する「人種主義」に基づく犯罪をおかしており、**侵略戦争（先制攻撃による戦争）を戦争犯罪とする自分の見解が採用されれば、彼らの犯罪的政策全般を処理する上で有益である**、と主張した。膨大な手間を要する犯罪事実の細かな認定をせずとも、十把一からげでナチスを裁けるのである。この考えはやがて「共同謀議論」と結びつき、日本の戦争指導者たちがA級戦犯として網羅的に断罪される法的根拠とされる。

しかし、この時点ではエッチェルの主張は支持されず、連合国戦争犯罪委員会の指導的立場にあったアーノルド・マクネアー（ケンブリッジ大学国際法教授。戦後はハーグ国際司法裁判所判事）は、侵略戦争は如何に非難されても国際法では犯罪となりえないと述べ、「国際紛争の解決手段としての戦争を放棄する」と宣言するパリ不戦条約（一九二八年に米仏間で成立。日本、中国、ソ連を含む世界六十数カ国が調印した）に言及し、パリ不戦条約は戦争を国際法の支配下にある通常の制度とみなす従来の見解を廃し、戦争に際して国家が国際法に基き犯罪として処罰できる行為の範囲を拡大したのだ、と述べた。そして、侵略戦争を発動した国家が全くの無権利状態に陥るものではない、という見解を示した。マクネアーの見解は、中国とオーストラリア（東京裁判の裁判長ウィリアム・ウェブの母国！）以外の連合国の代表に支持され、一九四四年九月の連合国戦争犯罪委員会の多数意見は、「**侵略戦争を準備し遂行するために行われた人々の行為は、公布されている法律では戦争犯罪ではない**」であった。各国の代表が、将来の国際政治で自分たちの行動の足かせとなる〈侵略戦争は戦争犯罪である〉という綱領の承認に躊躇したのは当然である。このままでは、ニュールンベルク裁判や東京裁判で、「平和に対する罪」と共同謀議の名の下に多くの人々がA級戦犯として裁かれる状況は、出現しなかった。

ところがこのあと、一九四五年五月のドイツの敗北により強制収容所の実

態が明らかとなり、エチエルの主張どおり、ドイツの戦争遂行と「人種主義」に基く住民虐殺が表裏一体であった事が連合国側に衝撃を与えた。その結果、一九四五年六月末から八月八日まで開かれた米、英、仏、ソのロンドン会議により、「侵略戦争は戦争犯罪であり、平和に対する罪を構成する」という国際軍事法廷の方針がアメリカの主張を入れる形で確立した。そして同年の五月に新たに戦争犯罪委員会のアメリカ代表に就任した野心家のロバート・ジャクソンが、パリ不戦条約と共同謀議論を根拠にニュールンベルク裁判でA級戦犯の訴追を開始する。ジャクソンがパリ不戦条約を裁判維持の根拠にしたのは、「平和に対する罪」は「事後法」だという批判をかわすためである。しかしジャクソンの見解に対しては、やがてはアメリカ国内の法律家からも批判が起こる。

以上のとおり、「平和に対する罪」は、「人種主義」を掲げたナチス・ドイツの「侵略戦争」に適用されるべき綱領として出現していた。ちなみにニュールンベルク裁判で死刑宣告されたナチス・ドイツの戦争指導者たちは、「平和に対する罪」と、新たに設定された「人道に対する罪」（住民集団虐殺などの罪。C級戦争犯罪）との併合罪で処断された。直前の経緯を考えれば、「人道に対する罪」に重きが置かれたことは想像に難くない。ところが東京裁判では、誰が見ても犯罪だと理解できる「人道に対する罪」は設定できず、最後まで成立が危ぶまれた「平和に対する罪」だけで裁判が強行された。（ベン・ブルース・ブレイクニーの東京裁判での弁論）

日本の戦争遂行には「人種主義」などは存在せず、日本が国際法のもとで通常の戦争を戦ったことは明白であった。日本の侵略戦争開始の起点と認定された満洲国樹立は、五族協和（満洲人、漢人、蒙古人、朝鮮人、日本人の協和）を理念とし、傀儡とはいえ清朝最後の皇帝であった満洲人の溥儀が執政として満洲国を代表していた。民族絶滅政策などの陰りは微塵もなかった。そこで考え出されたのが、幻の「南京大虐殺」である。南京攻略軍の総司令官であった松井石根大将をA級戦犯で訴追し、日本の戦争全体にナチス・ドイツばりの邪悪のイメージを与えようとした。しかし一九三五年に現

役を退き予備役に編入されていた松井大将を、侵略戦争発動の共同謀議に加わった A 級戦犯で訴追するには無理があった。結局、松井大将は、「ハーグ陸戦法規」違反の B 級戦争犯罪で処刑されたが、これにより連合国側は体面を取り繕ったのである。

日本はナチス・ドイツの、とぼっちりを食ったが、このあと大手のマスコミまでもが、「侵略戦争＝邪悪な戦争」という誤解（意図的曲解？）のもとに、日本軍の〈残虐行為〉をあげつらうことに専念し、侵略戦争非難の世論を維持することになってしまった。

主要参考文献（単行本）

※北村稔『中国の正体：社会主義の衣を脱いだ封建王朝』（PHP 文庫、二〇一五年）。

北村の中国近現代史研究の纏めであり、PHP 新書『中国は社会主義で幸せになったのか』（二〇〇五年）の文面に、上梓後十年間に得た知見を書き加えた（五十パーセント増量）。ちなみに PHP 新書は中国語訳されている。→林淑美訳『社会主義が中国帶來幸福了嗎』（二〇〇七年、遠流出版、台北）。新書および文庫本を通じ、数章を設けて社会主義やマルクス主義やロシア革命を論じており、十九世紀から二十世紀の世界史の中での中国史が分析されている。PHP 新書の上梓以来、大学の授業で教科書として使用している。

※北村稔・林思雲『日中戦争の「不都合な真実」：戦争を望んだ中国、望まなかった日本』（PHP 文庫、二〇一四年）。

北村稔・林思雲『日中戦争：戦争を望んだ中国望まなかった日本』（PHP 研究所、二〇〇八年）に若干の補填を加え文庫本とした。補填部分は北村補と注記し（ ）付で表示されている。全体の構成は北村が作成し、章単位で分担執筆した。分担の詳細は冒頭に明示してある。北村は一九世紀末からの世界史において国家間の戦争が演じた役割を客観的にとらえ（社会進化論と戦争）、日清戦争から説き起こして日中間の軋轢を論じ、さらに太平洋戦争（大東亜戦争）への道筋を確認した。共著者の林思雲氏は政治的に偏りの無い観点から、日本では知られていない日中戦争中の中国社会の実情を中国側の資料に基づいて分析した。初版の『日中戦争：戦争を望んだ中国望まなかった日本』は英訳されている→ *The reluctant combatant: Japan and the Second Sino-Japanese War* by Kitamura Minoru and Lin Siyun; translated by Connie Prener, University Press of America, 2014. 二

〇〇八年の初版以来、大学の授業で教科書として使用している。

※櫻井よしこ・北村稔、国家基本問題研究所編『中国はなぜ「軍拡」「膨張」「恫喝」をやめないのか：その侵略的構造を解明する』（文春文庫、二〇一二年）

国基研論叢（The JINF Review）①『対中国戦略研究報告書——軍拡・膨張の歴史と現状——』・頒価二五〇〇円（二〇一二年）の普及版である。数編の論文を割愛し脚注を簡素化し、新たに北村稔「〈南京大虐殺〉に見る〈歴史力〉捏造のインテリジェンス」を収録した。中国と周辺地域との歴史的な関係を確認し、現在の中華人民共和国の軍事・外交政策の本質を論じている。

※北村稔『現代中国を形成した二大政党：国民党と共産党はなぜ歴史の主役になったのか』（ウェッジ選書、二〇一一年）。

北村稔『第一次国共合作の研究：現代中国を形成した二大勢力の出現』（岩波書店、一九九八年）の普及版。原書の脚注を割愛し新たに加筆した。

※北村稔『南京事件』の探究：その実像をもとめて』（文春新書、二〇〇一年）

英語版→ *The politics of Nanjing : an impartial investigation* by Kitamura Minoru; translated by Hal Gold, University Press of America, 2007. 英語版の出版後、有楽町の外人記者クラブで Book Break を開催し、外国人特派員たちと議論した。その詳細は、北村稔「南京事件 外国特派員と大論争」（『文藝春秋』第85巻9号、二〇〇七年）を参照。

※北村稔『第一次国共合作の研究：現代中国を形成した二大勢力の出現』（岩波書店、一九九八年）

二十年にわたる国共合作研究の集大成。一九九九年に京都大学法学部に博士論文として提出し、同年に学位を得た。現在に至る北村の中国近現代史研究の礎となっている。

※『毛沢東の思想：（～一九四九年 一九四九～七六年）』（スチュアート・シュラム著；北村稔訳、蒼蒼社、一九八九年）。

The thought of Mao Tse-Tung by Stuart Schram, Cambridge University Press, 1988. の翻訳。原著者の執筆中から原稿をもとに翻訳を進め、英語版の上梓の直後に日本語版を上梓した。Stuart Schram は欧米の学界における毛沢東思想研究の第一人者であり、当時はロンドン大学アジア・アフリカ研究院（SOAS）の教授として、言論自由化が進行していた一九八〇年代の中国を何度も訪問した。同書の執筆にあたっては、中国共産党の思想部門の責任者と懇談し若干の原資料の

提供も受けている。中立的な立場の政治学者による毛沢東思想研究の金字塔である。ちなみに本書は前半部分が *The Cambridge History of China Volume 13: Republican China 1912-1949, Part 2*, Cambridge University Press, 1986. に収録され、後半部分が同じく *The Cambridge History of China Volume 15*, 1991 に収録された）

以下は補足文献

李澤厚『中国古代思想史論』（生活・讀書・新知三联书店，二〇〇八年）

官文娜『日中親族構造の比較研究』（思文閣史学叢書，二〇〇五年）

源了圓『実学思想の系譜』（講談社学術文庫，一九八六年）

黄仁宇『近代中國の出路』（聯經出版事業公司，一九九五年，台北）

高華『紅太陽是怎样升起的：延安整風运动的来龙去脉』（香港中文大學中國文化研究所當代中國文化研究中心專刊・6，中文大學出版社，二〇〇〇年）

関連文献一覧（論考等）

※北村稔「日中戦争は中国が仕掛けた侵略戦争だ 日本が〈侵略〉を認めてはならぬこれだけの理由」（『正論』（527），平成二十七年十月）

※北村稔「南京遺産登録に見える中国の病理—— 誣告の横行：谷寿夫死刑判決書」（別冊正論 26・『南京』斬り），平成二十八年三月）

※筒井清忠・北村稔・等松春夫「『中国侵略』の肝といわれる満洲事変はなぜ起きたのか」（『歴史通』40，東京：ワック，二〇一六年一月）

北村稔「満洲国の崩壊と偽軍」（『歴史通』42，東京：ワック，二〇一六年五月）

北村稔「毛沢東：抗日なき勝利」（『歴史通』39，二〇一五年十一月）

北村稔「資料が証かす〈日中戦争〉は神話である」（『歴史通』38，二〇一五年九月）

『歴史通』に連載した三つの論考は、日中戦争中の日本軍占領地域の実情に関する中国語資料を網羅する劉熙明『偽軍：強権競逐下の卒子：1937-1949』（二〇〇二年，台北）を基礎に執筆した。国民党，共産党，親日政権，日本軍の四者が繰り広げる対立抗争と妥協の実態が浮かび上がり，中国共産党の主張する「抗日民族統一戦線」の虚構が白日のもとに曝されている。

南京事件関係の必読文献

（A が入門書です。A から B，C へと読み進むのが良いと思います）

A 北村稔『「南京大虐殺」とは何か』（日本政策研究センター〈ブックレット〉），

日本語版、二〇一六年、400円＋税）。

日本政策研究センターから欧米人のための南京事件解説書として発行された Kitamura Minoru. *What the "Nanjing Massacre" Means* の翻訳前の日本語原文。

内容は、北村稔『南京事件の探求——その実像を求めて』（文春新書、二〇〇一年）と英語版の Kitamura Minoru. *Politics of Nanjing: An impartial Investigation*, translated by Hal Gold, Roman & Little brother, 2007 に基づくが、欧米人読者のために、日中戦争直前のアジア情勢やナチスドイツと国民政府との親密な関係等を書き加えた。

さらに本邦初出の貴重な第三者資料として、*Records of the Military Intelligence Division regional file relating to China 1922-1944* (Washington : National Archives : National Archives and Records Administration, 1988-1990.) を活用した。この資料には、日中戦争中に中国で駐在武官として活動したスィルウェル大佐 (Col. Joseph Stilwell) やメイヤー中佐 (Lt. Col. William Mayer) およびその随員たちが作成した中国の政治、経済、軍事状況、社会状況に関する数多くの報告 (Serial File [SF1000] of biweekly reports (Jan.1937- Oct. 1941)) が収録され、その中に一九三八年一月初旬の南京市内の状況に関する報告が存在する。COMMENTS ON CURRENT EVENTS: December 21, 1937-January 12, 1938 No. 12. Nanking である。この報告は、一九三八年一月七日に再開された南京のアメリカ大使館勤務の外交スタッフの報告であり、日本軍占領直後の南京の実情が如実に反映されている。北村は報告を読み解くかたちで、占領下南京の実情を再現した。

B 笠原十九司『南京事件』（岩波新書、一九九七年）

笠原十九司氏は、いわゆる「虐殺派」の研究者であるが、多くの関連書籍を上梓し研鑽をつんだ歴史研究者としての立場から議論を展開している。「虐殺派」の言い分も、正確に知っておく必要がある。

C 北村稔『南京事件の探求——その実像を求めて』（文春新書、二〇〇一年）。

執筆当時は今とは大違いで、「虐殺派」が大きな影響力を行使していた。

北村は困難な状況のなかで、〈資料を深く吟味して歴史の実像にせまる「歴史研究の初心にかえろう」〉を旗印に、欧米人と中国人の提出した「南京大虐殺資料」を精査して読者に開示し、陪審裁判における陪審員（裁判員）の立場に立って事実認定（南京で大虐殺があったのか否かの判断）を求めた。全体の記述に慎重すぎる嫌いがあるが、これは「虐殺派」優勢という当時の実情を反映している。当時の北村は、下世話にいう「土俵を割った相撲」に物言いをつけ、取り直しを求める心境であった。